

鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第11号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、鯖江・丹生消防組合職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。))の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平28条例2・一部改正)

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。))の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。))に従い、任命権者が定める。

3 地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項もしくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 任命権者は、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、管理者の承認を得て、別に定めることができる。

(平13条例11・平20条例3・平24条例2・令5条例1・一部改正)

(週休日および勤務時間の割振り)

第3条 日曜日および土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。))とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(平13条例11・平20条例3・平24条例2・令5条例1・一部改正)

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日および勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日および勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たりの1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(平13条例11・平20条例3・令5条例1・一部改正)

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項または前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項または前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。))のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、または当該期間内にあ

る勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、前項の規定によると職員の健康および福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

3 第1項の休憩時間は、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要がある場合において、規則の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(平11条例5・平19条例3・平24条例2・一部改正)

第7条 削除

(平19条例3)

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 任命権者は、管理者(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号までおよび第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡および文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

(平11条例5・平20条例3・平31条例3・一部改正)

(超勤代休時間)

第8条の2 任命権者は、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第13号)第14条第4項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条または第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)であつて第10条第1項に規定する休日および代休日を除く日に、割り振られた勤務時間の全部または一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(平22条例3・追加)

(育児または介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この項および次項ならびに次条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業および終業の時刻を、職員が育児または介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

(平22条例4・追加、平28条例2・平28条例9・平29条例1・令5条例1・一部改正)

(育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限)

第8条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定め

るところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、[第8条第2項](#)に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。[次項](#)において同じ。)をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、[第8条第2項](#)に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 [前3項](#)の規定は、[第15条第1項](#)に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、[第1項](#)中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、[前2項](#)中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「[第15条第1項](#)に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、[第1項](#)中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、[第2項](#)中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
- 5 [前4項](#)に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

(平11条例5・追加、平14条例4・一部改正、平22条例3・旧第8条の2繰下、平22条例4・旧第8条の3繰下・一部改正、平28条例9・平29条例1・令7条例3・一部改正)

(休日)

第9条 職員は、[国民の祝日に関する法律\(昭和23年法律第178号\)](#)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日または年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部([次項](#)において「休日の全勤務時間」という。))について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日([次項](#)において「代休日」という。))として、当該休日後の勤務日等([第8条の2第1項](#)の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等および休日を除く。)を指定することができる。

- 2 [前項](#)の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(平22条例3・一部改正)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間とする。

(平28条例9・一部改正)

(年次休暇)

第12条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、[次の各号](#)に掲げる職員の区分に応じて、[当該各号](#)に掲げる日数とする。

- (1) [次号](#)および[第3号](#)に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)
 - (2) [次号](#)に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し20日を越えない範囲内で規則で定める日数
 - (3) 当該年の前年において[地方公営企業労働関係法](#)の適用を受ける職員、鯖江・丹生消防組合以外の地方公共団体の職員、国家公務員またはこれらに準ずるものとして規則で定めるもの(以下この号において「企業職員等」という。)であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつた職員 企業職員等としての在職期間およびその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、20日に[次項](#)の規則で定める日数を加えた日数を越えない範囲内で規則で定める日数
- 2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

- 3 任命権者は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(平13条例11・平20条例3・令5条例1・一部改正)

(病気休暇)

第13条 病気休暇は、職員が負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

- 2 病気休暇の期間は、規則で定める。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。

- 2 特別休暇の期間は、規則で定める。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。))で負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

- 3 介護休暇については、[鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第24条](#)の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、[同条例第25条](#)に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(平14条例4・平22条例3・平28条例9・一部改正)

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。))内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、[前項](#)に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

- 3 介護時間については、[鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第24条](#)の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、[同条例第25条](#)に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(平28条例9・追加)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、[鯖江・丹生消防組合職員の育児休暇等に関する条例](#)(平成4年鯖江・丹生消防組合条例第1号。以下「職員の育児休業等に関する条例」という。))第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。))に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置([次号](#)において「出生時両立支援制度等」という。))その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出(以下「請求等」という。))に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。))に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置([次号](#)において「育児期両立支援制度等」という。))その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、[第1項第3号](#)または[前項第3号](#)の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(令7条例10・追加)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第15条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置(以下この条および[次条](#)において「介護両立支援

制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(令7条例3・追加、令7条例10・旧第15条の3繰下・一部改正)

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(令7条例3・追加、令7条例10・旧第15条の4繰下)

(病気休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇および介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(平28条例9・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平13条例11・一部改正)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、管理者の定める基準に従い、任命権者が定める。

(令2条例5・追加、令5条例1・一部改正)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に、改正前の鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第2項の規定により、1週間の勤務時間が定められているものについては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第2項の規定により勤務時間が定められたものとみなす。

2 この条例の施行の際、現に旧条例第2条第3項本文の規定に基づき月曜日から金曜日までの5日間において1日につき8時間の勤務時間が割り振られている職員について同条第4項の規定に基づき定められている勤務を要しない日または勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第5条の規定に基づき任命権者が定めた週休日または勤務時間の割振りとみなす。

3 この条例の施行の際、現に前項に規定する職員以外の職員について、旧条例第2条第3項または第4項の規定に基づき定められている勤務を要しない日または勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第4条または第5条の規定に基づき任命権者が定めた週休日または勤務時間の割振りとみなす。

4 前2項の規定が適用される職員について、旧条例第3条の規定に基づき定められている休憩時間については、新条例第6条の規定に基づく休憩時間とみなす。

5 施行日前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成7年における年次休暇の日数については、新条例第12条第1項の規定にかかわらず、旧条例第8条に規定する年次休暇の残日数とする。

6 この条例の施行の際、現に旧条例第8条の規定に基づき職員が請求している年次休暇の時季については、新条例第12条第3項の規定に基づき請求したものとみなす。

7 この条例の施行の際、現に旧条例第9条または第10条の規定に基づき任命権者またはその委任を受けた者の承認を受けている休暇については、新条例第16条の規定に基づき任命権者が承認したものとみなす。

8 前各項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則(平成11年条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成14年条例第4号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第8条の2第2項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする請求から

適用し、同日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお、従前の例による。

(経過措置)

第2条 新条例第15条の規定は、改正前の鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継承する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの(当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある職員に限る。)についても適用する。この場合において、新条例第15条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

2 旧条例第16条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継承する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新条例第15条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

附 則(平成19年条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月30日(以下「施行日」という。)から施行する。

(鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3の規定による請求、同条例第8条の4第2項の規定による請求または施行日以後の日を時間外勤務制限開始日(同条例第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。))の制限を請求する一の期間の初日をいう。)とする同条例第8条の4第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

附 則(平成22年条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年鯖江・丹生消防組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部改正)

6 鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成28年条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

附 則(平成29年条例第1号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第3号)抄

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条ならびに附則第4条および第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第1号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 暫定再任用職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鯖江・丹生消防組合条例第1号。以下この条において「改正後の条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

附 則(令和7年条例第3号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年条例第10号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。